

2024 年 12 月 3 日

「個人情報保護法の 3 年ごと見直しの検討の充実にに向けたヒアリング」メモ

山本龍彦（慶應義塾大学）

1. 個人情報保護法の目的・基本理念の確認

5

・ 1 条（目的）：この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

10

15

※「個人情報の有用性を斟酌することを意味しているが、両者を対等に比較衡量するのではなく、個人の権利利益の保護が最重要の目的であることも表現している」（宇賀克也）。

・ 3 条（基本理念）：個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

20

→2004 年以降、政府が数次改正している「個人情報の保護に関する基本方針」は、いずれも、個人情報保護法 3 条と憲法との関係を明確に指摘。「〔個人情報保護〕法第 3 条は、個人情報が個人の人格と密接な関連を有するものであり、個人が『個人として尊重される』ことを定めた憲法第 13 条の下、慎重に取り扱われるものを示している（2004 年基本方針）。

25

また、直近の令和 4 年「基本方針」は、上記説明にさらに「プライバシー」の文言を追加して、「〔個人情報保護〕法第 3 条は、個人情報がプライバシーを含む個人の人格と密接な関連を有するものであり、個人が『個人として尊重される』ことを定めた憲法第 13 条の下……」と書いている。もともと政府は、「法は、……法第 3 条の基本理念に則し、プライバシーの保護を含めた個人の権利利益を保護することを目的として〔いる〕」と述べていたが（平成 16 年「基本方針」）、令和 4 年「基本方針」は、その趣旨をさらに強調したものと解されよう。

30

※日本の場合には、個人情報保護とプライバシーが密接に結びついている（あるいは、次第に結びついてきた。欧州などとの違いか？ カリフォルニア州のプライバシー権法は？）。個人情報保護（個人データ保護）を、プライバシーから切り離すことも考えられるが、その場合、政府の従前の説明を変更する必要がある。

35

・ EU との十分性認定の際に、憲法と紐づいた権利保護立法であることがさらに明確化さ

れたのではないか（2016 年以降、対話を開始。そこを強調しないと EU との十分性認定は難しかったのではないか。かつては行政の取締り立法としての側面が強調されることもあったが、現在は個人の権利保護の立法。

→法の発展。だからこそ、現在の（あるいは将来の）アイデンティティが問われる。

5

2. 【参考4】について

(1)「1 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性」について

10

・法の目的は「適正性」確保なのか、「個人の権利利益〔の〕保護」なのか？

→「適正性」を確保することによって、個人の権利利益（憲法 13 条と紐づいたプライバシーなど）を保護するもの？

※十分性認定との関係で、EU 法制との調和も問題になる。

15

EU 基本権憲章 Article 8 Protection of personal data

1. Everyone has the right to the protection of personal data concerning him or her.

2. Such data must be processed fairly for specified purposes and on the basis of the consent of the person concerned or some other legitimate basis laid down by law. Everyone has the right of access to data which has been collected concerning him or her, and the right to have it rectified.

20

3. Compliance with these rules shall be subject to control by an independent authority.

→8条2項は、“processed fairly”（公正な処理）とともに、個人のアクセス権や訂正請求権を規定（前段・後段を目的・手段関係で捉えるべきなのか〔公正な処理のためにアクセス権が規定されていると考えるべきなのか〕、前段・後段を並列的に捉えるべきなのか）。

※GDPR 前文 (1) 個人データの取扱いと関連する自然人の保護は、基本的な権利の一つである。

25

・本人の関与は、適正性を確保するための手段（あるいは責務）なのか、個人（の基本権とも）紐づく権利なのか？

→【参考4】1は、あくまでも本人関与は適正性確保の手段であり、それ自体権利ではないかのように書いているようにも読める。仮にそうだとすると、他の手段によって適正性が確保されるならば、本人関与は必要ないということになる（たとえば、個人が自律的・主体的に生きるために、自らの意思に基づき、自らの情報にアクセス等することは理念上否定される。他方、たとえば33条2項は、なぜ「当該本人が請求した方法」での開示を認めているのか？

30

→また、「手段理論」だと、【参考4】1⑧のデータポータビリティなど、「より能動的に関与できる仕組み」は個人情報保護法の射程外となる。手段理論であれば、適正性が確保されればよいので、適正性確保という目的を超える本人関与は「過剰」であり、理論上正当

35

化されない。

→【参考4】1①の記述は、本人関与は、個人の権利ではなく、適正な取扱いを監視するための責務のようにも読めてしまう（個人データが適正に扱われるために、本人が自己のデータの取扱い状況について「認識」し、「監視」しなければならない？）

5

・【参考4】1②の視点は重要。ダークパターンを含む現状の決定環境を前提に「同意疲れ」や認知限界論（通知・同意モデルの限界）を説くこと、すなわち本人関与の無意味性を説くことの問題

→仮に本人関与が基本権とも紐づく権利ならば、変えるのは現在の決定環境（ダークパターンなど）

10

・【参考4】1⑥の視点は必要。

→アテンション・エコノミーの諸問題（フィルターバブル、エコーチェンバー、アディクション、偽情報の増幅・拡散）など、現在のデジタル空間で起きている問題の多くは、

15

【（利用者情報を含む）パーソナルデータの網羅的収集→プロファイリング→レコメンデーション】という、一般ユーザーにとっては不透明なエコシステムから生じている（サードパーティークッキーの仕組みを、どこまでのユーザーが理解しているのだろうか。情報空間に対する一般ユーザーの主体性が喪失している可能性）。もちろん、必要なプロファイリングもあるが、様々な問題（See リクナビ問題）の背景にはプロファイリングがある（【参考4】5②のリスクのほぼすべてと関連）。

20

→プロファイリングこそが個人データ保護法制の“本丸”。プロファイリングを軸とした、現在の情報空間のエコシステムに十分に対応できない個人データ保護法制は「過少」（「過剰かつ過少」問題）。「個人情報」の定義の問題もこの点との関係で再考すべき（【参考】5①の端末識別情報や Cookie 情報等の取扱い）。

25

（2）「2 個別の個人の権利利益への直接的な影響が想定されない個人データの利用に対する規律の考え方」について

・個人界／集合界の発想をとれば、基本的に妥当な方向性

30

（3）「6 個人データそのものの特徴に起因する考慮要因」について

・【資料4】6①が提起しているように、差別的評価が不当に助長されることが相当程度予想される類型のみを要配慮個人情報と位置付けることには問題があるのではないか？

35

→たとえば、認知過程の操作に結びつくような生体データや心理的データ（脳波 etc.）。差別は「比較」の問題。認知過程の保護などは「比較」の問題ではない。

・【資料４】 ６②が提起するように、仮に顔特徴量データなどを要配慮個人情報に含めないとしても、特別の規律を課すべきではないか？